

396. 電氣的・磁氣的障害の防止(電技)

第16条(電氣設備の電氣的、磁氣的障害の防止):電氣設備は、他の電氣設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないように施設しなければならない。

第17条(高周波利用設備への障害の防止):高周波利用設備(電路を高周波電流の伝送路として利用するものに限る。以下この条において同じ)は、他の高周波利用設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。

第27条(架空電路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止):特別高圧の架空電線路は、通常の使用状態において、静電誘導作用により人による感知の恐れが無いよう、地表上1mにおける電界強度が3kV/m以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設する場合は、この限りでない。2:特別高圧の架空電線路は、電磁誘導作用により弱電流電線路(電力保安通信設備を除く。)を通じて人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。3:電力保安通信設備は、架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用により人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。

第27条の2(電氣機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止):変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該電氣機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼす恐れが無いよう、当該電氣機械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において、200 μ T以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設する場合は、この限りでない。2:変電所又は開閉所は、通常の使用状態において、当該施設からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼす恐れが無いよう、当該施設の付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において、200 μ T以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設する場合は、この限りでない。

第42条(通信障害の防止):電線路又は電車線路は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす電波を発生する恐れが無いように施設しなければならない。2:電線路又は電車線路は、弱電流電線路に対し、誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように施設しなければならない。ただし、弱電流電線路の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第43条(地球磁氣観測所等に対する障害の防止):直流の電線路、電車線路及び帰線は、地球磁氣観測所又は地球電氣観測所に対して、観測上の障害を及ぼさないように施設しなければならない。

第67条(電氣機械器具又は接触電線による無線設備への障害の防止):電氣使用場所に施設する電氣機械器具又は接触電線は、電波、高周波電流等が発生する事により、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。

それは電氣的・磁氣的障害の対策として重要なことだね

